

社 福 第 2 7 5 4 - 8 号  
平成 2 2 年 3 月 1 2 日

各 市 町 村 長  
（民生主管課）  
各社会福祉法人等代表者 } 様

埼 玉 県 福 祉 部 長  
（ 公 印 省 略 ）

「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）負担  
（補助）金に係る財産処分の取扱いについて」の一部改正について（通知）

標記については、平成 1 8 年 3 月 1 日付け社福第 2 2 4 0 号本職通知により行われて  
いるところですが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成 2 1 年  
4 月 1 日から適用することとしたので、通知します。

担当 社会福祉課施設指導担当  
電話 048-830-3225（直通）

「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金に係る財産処分の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

改正後	現行
<p>「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定による標記については、平成20年4月17日社授発第0417001号「厚生労働省一般会計補助金等に係る財産処分について」（以下、「財産処分承認基準通知」という。）によるほか、平成18年3月1日付け社福第2235号本職通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）補助金実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）に基づき、県の補助事業により取得した社会福祉施設等の解体撤去工事費が社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備費）補助金の対象事業となる場合に限り、円滑な財産処分の取扱いを進めるため、次によることとし、平成18年4月1日から適用することとし、平成21年4月1日から適用することとしたので、通知します。</p> <p>なお、平成17年1月26日付け埼玉県健康福祉部長通知第2853号「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）負担（補助）金に係る取扱いについて」は廃止します。</p> <p>また、平成20年4月17日社授発第0417001号「厚生労働省一般会計補助金等に係る財産処分について」を添付しますので参考にしてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象となる施設 対象となる施設は、<u>財産処分承認基準通知</u>において、<u>包括承認事項</u>に該当する場合を除き、<u>県の補助事業により取得した社会福祉施設等（以下「補助財産」という。）</u>であって、<u>老朽化等による補助財産の解体撤去工事費が実施要綱に基づく社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備費）補助金の対象事業となった施設とす</u>る。</li> <li>2 (略)</li> <li>3 財産処分の承認 財産処分は、<u>整備補助金の交付決定通知書</u>に併記された<u>財産処分承認通知書</u>をもって承認されるものである。 なお、<u>財産処分の承認に当たっては、次の条件が付されるものであること。</u> (1) 本承認は、<u>財産処分承認基準通知別添1の第3の2の(1)により行うものである。</u> (2) 補助財産の処分を完了したときは、<u>1か月以内にその事実を証する書類を事案に提出しなければならない。</u></li> </ol>	<p>「補助金等の交付手続等に関する規則」（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）第19条の規定による標記については、平成18年3月1日付け社福第2235号本職通知の別紙「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備費）補助金実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、県の補助事業により取得した社会福祉施設等の解体撤去工事費が社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備費）補助金の対象事業となる場合に限り、円滑な財産処分の取扱いを進めるため、次によることとし、平成18年4月1日から適用することとしたので、通知します。</p> <p>なお、平成17年1月26日付け埼玉県健康福祉部長通知第2853号「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費）負担（補助）金に係る財産処分の取扱いについて」は廃止します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 対象となる施設 対象となる施設は、<u>県の補助事業により取得した社会福祉施設等（以下「補助財産」という。）</u>であって、<u>老朽化等による補助財産の解体撤去工事費が実施要綱に基づく社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮設施設整備費）補助金の対象事業となった施設とする。</u></li> <li>2 (略)</li> <li>3 財産処分の承認 財産処分は、<u>整備補助金の交付決定通知書</u>に併記された<u>財産処分承認通知書</u>をもって承認されるものである。 なお、<u>財産処分の承認に当たっては、次の条件が付されるものであること。</u> (1) 補助財産を処分（取りこわし）することにより収入（評価額を含む。）があった場合には、<u>その収入の全部又は一部を新たに建築する〇〇〇（以下「当該財産」という。）の建築費用に充当しなければならない。</u> (2) <u>当該財産については、もとの財産の取得時から起算して厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けられないで、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</u> (3) <u>知事の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。</u> (4) <u>当該財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</u> (5) <u>補助財産の処分を完了したときは、1か月以内にその事実を証する書類を事案に提出しなければならない。</u></li> </ol>